

清須市いじめ防止基本方針

清須市教育委員会

平成 27 年 2 月

(改訂 令和 5 年 1 1 月 1 0 日)

目 次

第1章	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本的理念	
2	いじめの定義	
3	いじめの理解	
第2章	いじめの防止等のための教育委員会の施策	2
1	いじめ防止等の対策のための組織の設置	
(1)	清須市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2)	清須市いじめ問題専門員会の設置	
2	教育委員会のいじめ防止等に関する取組	
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対応	
(4)	家庭や地域との連携	
(5)	関係機関との連携	
第3章	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	3
1	学校いじめ防止基本方針の策定	
2	学校におけるいじめの防止等の取組	
第4章	重大事態への対処	4
1	教育委員会または学校による調査	
(1)	重大事態の調査主体と調査組織	
(2)	実施する調査内容	
(3)	調査結果の提供及び報告	
2	再調査及び措置	
(1)	再調査	
(2)	再調査の結果を踏まえた措置	
第5章	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	7

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において以下のように定められている。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ・ いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとる。

3 いじめの理解

いじめは、どの子ども、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がら

せやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

第2章 いじめの防止等のための教育委員会の施策

1 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 清須市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察本部等の関係者を構成員とする「清須市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 清須市いじめ問題専門委員会の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体と教育委員会の円滑な連携のもと、清須市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づくいじめの防止のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定を踏まえた設置条例に基づき、教育委員会の附属機関として清須市いじめ問題専門委員会（以下「市専門委員会」という。）を設置する。

また、本附属機関は、設置条例に基づき、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を兼ねるものとする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者をもって、構成し、公平性・中立性を確保に努める。

2 教育委員会のいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

以下のことを取り組ませ、いじめを許さない学校づくりを支援する。

- ・ 道徳教育を一層充実させ、学校全体を通して、正義を重んじ、誰に対しても公正にすることや、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。
- ・ 学校生活の中心である授業が魅力的で子どもたちが活躍できるように努める。
- ・ 学級づくりの中心的役割を担う教員の役割は極めて重要である。定期的に教員自身の言動や子どもの接し方を振り返る。
- ・ 学級のきまりやルール、やっていいことと悪いことの基準を示し、落ち着いた生活環境をつくる。
- ・ インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。
- ・ いじめ防止対応マニュアルを配付し、いじめに対応する指導の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・ 全小中学校において定期的にいじめアンケートを実施し、児童生徒一人一人の状

態を把握する。

- ・ いじめ防止チェックシートを配付し、教員が初期段階にみられる変化を見逃さないように心掛けさせる。
- ・ 児童生徒や保護者が、悩みを電話相談等ができる青少年家庭相談員を配置する。
- ・ 全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- ・ 研修等の充実を図り、全教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように、指導力の向上を図る。

(3) いじめへの対応

- ・ 各学校から、定期的に、いじめへの実態について報告を受け、対応や問題の解決に向けて、支援する。
- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 学校対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

(4) 家庭や地域との連携

- ・ 地域の協力により、多くの大人がいじめに関する理解を深め、児童生徒を見守り健やかな成長を促す体制の構築を図る。

(5) 関係機関との連携

- ・ 教育委員会は、いじめ防止等の対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所、法務局等と、日ごろから、担当者間での情報交換や連絡会議の開催等を通して、連携の強化に取り組む。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校は、法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針（以下「国基本方針」という。）市の基本方針を参考にして、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- ・ 学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制等を定めるなど、学校がいじめに対する行動計画を含める。また、「学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身につけるように働きかけていくのか」「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」「保護者や地域の人々、関係機関は、どのように協力すればよいか」ということが分かる内容も含める。
- ・ 学校は、実態や実情を踏まえ、いじめの防止等の取組を記載した具体的な年間計画を作成する。
- ・ 学校は、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、

学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

- ・ 学校は、いじめ防止基本方針をホームページで公表し、児童生徒、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、次年度の計画に生かす。

2 学校におけるいじめの防止等の取組

- ・ いじめを許さない学校づくりのために全教職員が一丸となって、予防・啓発・体制づくり・連携・相談・対応の6つに取り組む。
- ・ 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校対策委員会を設置する。
- ・ 学校対策委員会は、校長・教頭・主任・教諭・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。また、案件によりスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等の外部専門家の参加について検討する。
- ・ 学校対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。
- ・ 教職員一人一人がいじめの情報を学校対策委員会に報告共有する義務があることを周知徹底する。
- ・ 学校対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに組織的に対応できる体制とする。特にいじめであるかどうかの判断を組織的に行う。

第4章 重大事態への対処

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 法第28条

1 教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

① 学校が調査を行う場合

<対象事案>

- ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席する

ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜調査組織＞

- ・ 学校対策委員会を母体として調査や対応を行う。教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応を指導・助言する。

② 教育委員会が調査を行う場合

＜対象事案＞

- ・ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめの被害を受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合には、教育委員会が主体となる。

＜調査組織＞

- ・ 教育委員会の附属機関（市専門委員会）が調査を行う。専門的な知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者によって構成する。
さらに、緊急・重大事態については、市長のもと新たな調査期間を設置して調査を求めることもできる。

(2) 実施する調査内容

学校又は教育委員会が主体となる重大事態の調査は、アンケートの活用、その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものである。

「事実関係を明確にする」とは重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ア 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- イ 事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- ウ いじめられた児童生徒に対して、継続的なケアを行う。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ア 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取する。
- イ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

自殺の背景調査については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族に気持ちを十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、以下の事項に留意する。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとと

もに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、いじめ問題対策連絡協議会の会長が、専門委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があるのである。
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

（3）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

また、調査結果については市長に報告する。

2 再調査及び措置

（1）再調査

報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「再調査」を行うことができる。

なお、緊急・重大事態の内容に応じて、学校と教育委員会が一体となって調査を行うとともに並行して市長の調査機関が調査することもある。

（2）再調査の結果を踏まえた措置

市長は再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し

た上で、その結果を議会に報告する。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

なお、学校及び教育委員会は、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要がある。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められる。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

いじめに関する対策について、毎年度の取組実施結果をまとめ、法第14条第3項に基づく条例により設置する教育委員会の附属期間である市連絡協議会の意見を踏まえて、取組を検討する。